

「通学路等における交通安全の確保及び 飲酒運転の根絶に係る緊急対策」 に基づく取組の進捗状況について

令和 6 年 6 月 28 日

通学路等における交通安全の確保及び

飲酒運転の根絶に係る緊急対策に関するワーキングチーム資料(第4回)

通学路等における交通安全の確保に係る取組の進捗状況について

主な取組の概要

○通学路における合同点検の実施及び対策必要箇所抽出

○子供の安全な通行を確保するための道路交通環境の整備の推進

- ・ 小学校の通学路を対象に合同点検を実施し、全国で7万6,404か所の対策必要箇所を抽出（文科省、国交省、警察庁）
- ・ 合同点検で抽出した対策必要箇所（全体数）7万6,404か所のうち、7万2,160か所（94.4%）で対策を完了、暫定的な安全対策を含めると7万6,404か所（100.0%）で安全対策を措置済み（令和6年3月末時点）

- 学校・教育委員会：4万1,738か所のうち4万1,639か所（99.8%）で対策が完了、暫定的な安全対策を含めると4万1,738か所（100.0%）で措置済み
- 道路管理者：3万9,052か所のうち3万5,025か所（89.7%）で対策が完了、暫定的な安全対策を含めると3万9,052か所（100.0%）で措置済み
- 警察：1万6,997か所のうち1万6,977か所（99.9%）で対策が完了、暫定的な安全対策を含めると1万6,997か所（100.0%）で措置済み

- ・ 令和3年度補正予算（6億円）、令和4年度予算（約10億4,600万円）及び令和5年度予算（約14億9,100万円）により、信号機の歩車分離化、押ボタン式信号機の設置、横断歩道の設置・更新等を行うとともに、速度規制や登下校時間帯に限った車両通行止め等の交通規制等の対策を実施（警察庁）

- ・ 令和3年度補正予算（500億円）、令和4年度補正予算（220億円）及び令和5年度補正予算（235億円）のほか、令和4年度に創設した通学路合同点検に基づき実施する交通安全対策について、道路管理者への計画的かつ集中的な支援を可能とする個別補助制度である「交通安全対策補助制度（通学路緊急対策）」による令和4年度予算（500億円）及び令和5年度予算（555億円）により、歩道の設置・拡充や防護柵の整備等、子供の安全な通行を確保するための道路交通環境の整備を推進（国交省）

- ・ 「ゾーン30」を始めとする低速度規制を的確に実施するとともに、当該規制区間・区域内において効果的にハンプ等の物理的デバイスの設置を進める「ゾーン30プラス」の整備も含めた通学路等における速度抑制・通過交通の進入抑制対策を推進（警察庁・国交省）

主な取組の概要

○「可搬式速度違反自動取締装置」の更なる整備の推進及び効果的な速度違反取締り

・通学路等における速度規制の実効性確保のため、可搬式速度違反自動取締装置の整備を推進し、全国で149台を整備（令和6年3月末時点）。同装置の積極的かつ効果的な活用により、令和5年は1万4,428回（前年比+1,375回）運用し、取締りを実施（警察庁）

○子供を始めとする歩行者の安全確保のための交通安全教育・指導取締り

・令和3年秋、令和4年春・秋及び令和5年春・秋の全国交通安全運動（春：4/6～4/15（令和5年のみ5/11～5/20） 秋：9/21～30）において、「こども（子供）と高齢者を始めとする歩行者の安全確保」又は「こども（子供）を始めとする歩行者の安全確保」を全国重点として掲げ、歩行者の交通ルール遵守、運転者の歩行者等保護意識の徹底等の広報啓発活動を推進（内閣府）
・令和5年4月14日と秋の全国交通安全運動期間中である令和5年9月29日の登下校時間帯（午前7時から2時間、午後3時から2時間）に、通学路における全国一斉取締りを実施。警察官約2万7,000人を動員し、約2万6,700件の交通違反を検挙（警察庁）
・歩行者に対しては、横断する意思を明確に伝えるなど、自らの安全を守るための交通安全教育を実施（警察庁）
・運転者に対しては、歩行者等の保護意識の向上を図る交通安全教育を実施（警察庁）
・教職員や児童生徒の交通安全等に関する意識の向上を図り、児童生徒自身に、安全に身を守るための能力を身につけさせる安全教育の取組を推進（文科省）
・小学校新1年生向けリーフレット（交通安全等に関する注意事項をクイズ形式で学べるもの）を作成し、全国全小学校に約117万部を配布（文科省）

○登下校時の子供の安全確保

・登下校時の見守り活動の充実を図るため、令和5年度に、スクールガード養成講習会やスクールガード・リーダー育成講習会を開催しスクールガード等ボランティアの養成・資質向上を促進したほか、スクールガード・リーダーへの活動支援の充実を図るなど、警察や保護者、PTA等との連携の下、見守り体制を一層強化（令和5年度は全国327自治体において、スクールガード・リーダー等の活動に「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」を活用）（文科省）

○「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」に基づく安全安心な歩行空間の確保等

・令和元年中に実施した「未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検」の結果を踏まえ、道路管理者において対策必要とされた2万7,768か所のうち2万7,202か所、警察において対策必要とされた7,421か所のうち7,420か所について対策を完了（令和6年3月末時点）（国交省、警察庁）
・自治体を通じて、全国25,624の放課後児童クラブ（事業所）の来所・帰宅経路の安全点検の実施を依頼し、782事業所において2,096か所の危険箇所を抽出。そのうち731事業所（93.5%）において、利用児童や保護者に対する注意喚起等の対応を実施し、対策が完了（令和6年5月1日時点）。また、自治体に対して、来所・帰宅経路の設定に加え、利用児童や保護者に対する注意喚起、継続的な安全点検等について依頼（こども家庭庁）

通学路における合同点検結果に基づく対策の実施状況（令和6年3月末時点）

		箇所数		割合
対策必要箇所（全体数）	7万6,404か所	対策済	7万2,160か所	94.4%
		暫定的な安全対策を含む	7万6,404か所	100.0%
教育委員会・学校による対策箇所	4万1,738か所	対策済	4万1,639か所	99.8%
		暫定的な安全対策を含む	4万1,738か所	100.0%
道路管理者による対策箇所	3万9,052か所	対策済	3万5,025か所	89.7%
		暫定的な安全対策を含む	3万9,052か所	100.0%
警察による対策箇所	1万6,997か所	対策済	1万6,977か所	99.9%
		暫定的な安全対策を含む	1万6,997か所	100.0%

※ 1か所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所（全体数）と一致しない。

※ 「暫定的な安全対策」とは、当初想定された対策の完了までに一定の期間を要する箇所について、暫定的に講ずる対策のことをいう。

子供の安全な通行を確保するための道路交通環境の整備の推進

対策前



路側帯が狭く、通行することもと車両との間に十分な間隔がない



通行車両が多く、道路を安全に横断できない



生活道路だが、車両速度が速く、道路を安全に歩行・横断できない



歩道の設置を計画しているが、完了までに一定期間を要する

暫定的な安全対策

対策後



歩道の設置により、安全な歩行空間を確保



信号機の設置により、道路を安全に横断できる環境を整備



速度規制引下げ、スムーズ横断歩道の設置により、横断歩行者等の安全確保



暫定的に注意喚起看板を設置

飲酒運転の根絶に係る取組について

主な取組の概要

○安全運転管理者の未選任事業所の一掃等、飲酒運転の根絶に向けた使用者対策の強化

- ・自動車保管場所証明業務との連携等による未選任事業所の把握を促進（警察庁）
- ・ウェブサイト上での情報公開により安全運転管理者の選任を促進（全都道府県警察ホームページにて掲載）（警察庁）
- ・安全運転管理者の業務として、運転前後におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等を新たに義務付けるため、道路交通法施行規則の改正等を実施（目視等の確認：令和4年4月1日施行、アルコール検知器を用いた確認：令和5年12月1日施行）（警察庁）
- ・道路交通法の一部改正により、安全運転管理者の選任義務違反等に対する罰則の引上げ等を実施（令和4年10月1日施行）（警察庁）

○飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

- ・令和3年秋、令和4年春・秋及び令和5年春・秋の全国交通安全運動において、それぞれ「飲酒運転の根絶」を全国重点として掲げるなど、地域、職域等における「飲酒運転等を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成等に向けた広報啓発活動を推進（内閣府）
- ・飲酒運転の危険性等について積極的な広報啓発を行うとともに、飲酒が運転等に与える影響について理解を深めるため、映像機器や飲酒体験ゴーグルを活用した参加・体験型の交通安全教育など効果的な取組を推進（警察庁）

○飲酒運転等の根絶に向けた取締りの一層の強化

- ・PDCAサイクルに基づく取締り管理、飲酒運転者の周辺者に対する捜査の徹底等、飲酒運転等の根絶に向けて推進すべき事項について都道府県警察に通達（令和3年8月5日）（警察庁）
- ・令和5年中の酒酔い・酒気帯び運転検挙件数は2万1,467件（前年比+1,647件）であり、また、飲酒運転による死亡事故は減少しており、飲酒運転による交通死亡事故の発生を抑止（警察庁）

○運送事業用自動車での飲酒運転根絶に向けた取組強化

- ・運送事業者に対してアンケートを実施し、運送事業者独自の取組について情報収集。さらに、優良取組事例を抽出してヒアリングを行う等、詳細な調査を実施するとともに、運送事業者による運転者の指導・監督時の実施マニュアルに結果を記載することで好事例を横展開（国交省）
- ・運送事業者による運転者の指導・監督時の実施マニュアルへのアルコール依存症の記載拡充を実施（国交省）
- ・新たに「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」を作成（令和6年3月）（国交省）